

入 札 説 明 書

件 名 九州国立博物館来館者対応等業務 一式

別添資料

- 1 仕様書
- 2 契約書 (案)
- 3 課税・免税事業者証明書

質問・問い合わせ締切： 令和5年3月13日 (月) 17時00分
質問・問い合わせ回答： 令和5年3月17日 (金) 17時45分
書類提出期限： 令和5年3月27日 (月) 17時00分
入 札 日： 令和5年3月30日 (木) 10時00分

九州国立博物館
福 岡 県

令和5年3月

入札説明書

九州国立博物館及び福岡県が発注する九州国立博物館来館者対応等業務に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとするので、入札希望者は次の事項を熟知の上、入札書等を提出されるようお願いいたします。

1. 公告日

令和5年3月6日（月）

2. 契約担当役等

分任契約担当役九州国立博物館副館長	小泉 惠英
福岡県立アジア文化交流センター所長	山田 信吾

3. 調達内容

(1) 業務名

九州国立博物館来館者対応等業務 一式

(2) 履行期間

令和5年5月1日から令和7年3月31日

(3) 履行場所

九州国立博物館
福岡県太宰府市石坂4丁目7番2号

(4) 業務の内容

別添「仕様書」のとおり。

4. 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 次の(ア)、又は(イ)に該当する者

(ア) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において令和3・4・5年度に九州・沖縄地域の「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

(イ) 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不要品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格」（令和4年4月福岡県告示第371号）に定める資格を得ている者のうち、入札参加希望業種が業種品目13-03（ビル清掃管理）、13-09（人材派遣）、13-11（その他）で、AA又はAの等級に格付けされている者であること。

(2) 九州国立博物館における競争参加資格

未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除き当該契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者並びに契約担当役及び福岡県代表者が一般競争に参加させないとした者は、競争に参加することができない。

(3) 福岡県における入札参加資格

福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。

(5) 福岡県内に、本店又は支店を有する者であること。

(6) 平成30年度以降に、博物館又は美術館において、売札、検札、誘導等の来館者対応業務を1年以上継続して実施したことがある者であること。

(7) 博物館、美術館の特性及び業務に十分な知識を持ち、来館者対応業務等に係る総括業務の経験を有する者を従事させることができる者であること。

(8) プライバシーマーク又はISMS認証を取得した者であること。

5. 当該契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

(1) 九州国立博物館総務課財務係

〒818-0118 福岡県太宰府市石坂4丁目7番2号
電話 092-918-2808

(2) 福岡県立アジア文化交流センター広報課

〒818-0118 福岡県太宰府市石坂4丁目7番2号
電話 092-929-3272

6. 本件入札に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

上記5に同じ。

(2) 問い合わせ締切

令和5年3月13日(月)17時00分までに書面にて行うものとする。

なお、回答については、令和5年3月17日(金)17時45分までにFAXにて行う。

7. 書類提出期限及び場所

入札に参加しようとする者は、別紙1に挙げる書類を提出すること。

- (1) 提出期限：令和5年3月27日(月) 17時00分
- (2) 提出場所：5の場所とする。
- (3) 提出方法：直接提出するものとする。
(ただし、土曜・日曜・祝祭日には受領しない。)

8. 入札の場所及び日時等

- (1) 提出日時：令和5年3月30日(木) 10時00分
- (2) 提出場所：九州国立博物館第2会議室

9. 開札の日時及び場所

入札終了後、直ちに8.(2)の場所において行う。

10. 入札の実施方法

(1) 入札方法

- (ア) 落札者の決定は、一般競争入札をもって行う。
- (イ) 入札は、8のとおり行い、入札書(様式3号-1~3)を用いて入札すること。
- (ウ) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
- (エ) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「3月30日開封九州国立博物館来館者対応等委託業務の入札書在中」と朱書きとすること。なお、郵送又は電信による入札は認めない。
- (オ) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、該当訂正部分について押印をすること。ただし、金額部分については、訂正を認めない。
- (カ) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができないこと。
- (キ) 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要な関係書類を併せて提出しなければならないこと。
- (ク) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるとき、発注者は、当該入札を延期し、又はこれを中止することができること。
- (ケ) 入札参加者が1者の場合でも入札を執行すること。

(2) 入札の無効

入札書で次のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (7) 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者、競争参加資格条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等競争参加資格条件に反した者を含む。)が提出した入札書及び虚偽の記載がある入札書
- (4) 件名及び入札金額の記載のない入札書
 - (ウ) 競争加入者等本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印のない又は判然としない入札書
 - (エ) 代理人が入札する場合における競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書(記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)
 - (オ) 件名の表示に重大な誤りのある入札書
 - (カ) 入札金額の記載が不明確な入札書
 - (キ) 入札金額を訂正した入札書
 - (ク) 入札公告及び入札説明書において示した入札書の提出日時に提出されなかった入札書
 - (ケ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
 - (コ) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は 11. (1) に規定する金額に達しない場合の入札書
 - (サ) 入札公告及び入札説明書において示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出した入札書
 - (シ) 同一競争参加者が二以上の入札をした場合、当該競争加入者等のすべての入札書
 - (ス) その他入札に関する条件に違反した入札書
 - (セ) 入札の延期等
競争加入者等が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。
- (3) 代理人による入札
 - (7) 代理人が入札する場合は、入札時まで委任状(様式 2 号-1 ~ 4)を提出しなければならない。
 - (イ) 競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者等の代理人を兼ねることはできない。

11. 入札保証金・契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の税込金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、九州国立博物館及び福岡県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の税込金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合、または、過去2年の間に、福岡県若しくは福岡県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合は入札保証金の納付を免除する。

※ 提出にあたっては、別紙1の3及び別紙1参考資料を参照すること。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、九州国立博物館及び福岡県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合、または、過去2年の間に、福岡県若しくは福岡県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

12. その他

(1) 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

(2) 落札者の決定方法

(ア) 予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

予定価格の制限の範囲内（最低基準価格）を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落

札者の決定をする。

- (イ) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (3) 本入札執行については、独立行政法人国立文化財機構会計規程、独立行政法人国立文化財機構会計規程の特例を定める規程、独立行政法人国立文化財機構契約事務取扱細則、九州国立博物館契約事務取扱要項、地方自治法、同法施行令及び福岡県財務規則の定めるところによる。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の九州国立博物館及び県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 契約書の作成
 - (ア) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、落札決定の日から7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約担当役等が合理的と認める期間）に契約書の取りかわしを行うものとする。
 - (イ) 落札者が上記に定める期間内に契約書を提出しないときは落札の決定を取り消すものとする。
 - (ウ) 契約書は3通作成し、九州国立博物館、福岡県、請負者が各1通を保管する。
 - (エ) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。
 - (オ) 契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
 - (カ) 契約締結に当たっては、落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書（別紙様式2）を提出するものとする。
- (6) 契約代金の支払方法及び条件
 - (ア) 銀行振込により届出の指定金融機関へ振り込む。
 - (イ) 1か月ごとの業務完了を確認し、適正な支払請求書を受領した日から30日以内にその代価を支払うものとする。

九州国立博物館来館者対応等業務の入札に関する注意事項

本件入札は、独立行政法人国立文化財機構（以下「独法」という。）と福岡県（以下「県」という。）の共同発注であることから、入札及び開札にあたっては、下記の事項に十分に留意して下さい。

1. 入札書等の提出部数について

入札書（別添3号様式）、委任状（別添2号様式）等の提出書類（以下「書類」という。）を1部提出願います。

2. 事前に提出を要する書類等について

下記については、令和5年3月27日(月)17時00分までに提出願います。

- ① 令和4年度の国の競争参加資格通知書（写し）又は福岡県の競争参加資格審査結果通知書（写し） 1部
- ② 福岡県内に、本店又は支店を有する者であることを証する書類（会社概要等） 1部
- ③ 平成30年度以降に、博物館又は美術館において、売札、検札、誘導等の来館者対応業務を1年以上継続して実施したことがある者であることを証する書類 1部
- ④ プライバシーマーク又はISMS認証を取得していることを証する書類 1部

3. 入札保証金について（「別紙1参考資料」を必ずお読みください。）

入札保証金の納付額は、**入札金額の税込金額の100分の5以上**となります。

(1) 現金持参で納付する場合

令和5年3月30日(木)9時45分までに、下記提出先まで提出すること。

(2) 入札保証保険契約を締結してその証書を提出する場合

被保険者を「独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館」及び「福岡県」の連名とする入札保証保険契約の締結による証書（1枚）を、令和5年3月30日(木)10時00分までに下記提出先に提出すること。

(3) 小切手での納付又は金融機関での現金納付を行う場合

令和5年3月27日(月)17時00分までに下記まで連絡すること。納付方法については、その際に指示する。

なお、小切手は、福岡手形交換所加盟金融機関振出の持参人払い方式小切手で、振出日から5日以内のものに限る。

《提出先》

福岡県立アジア文化交流センター広報課

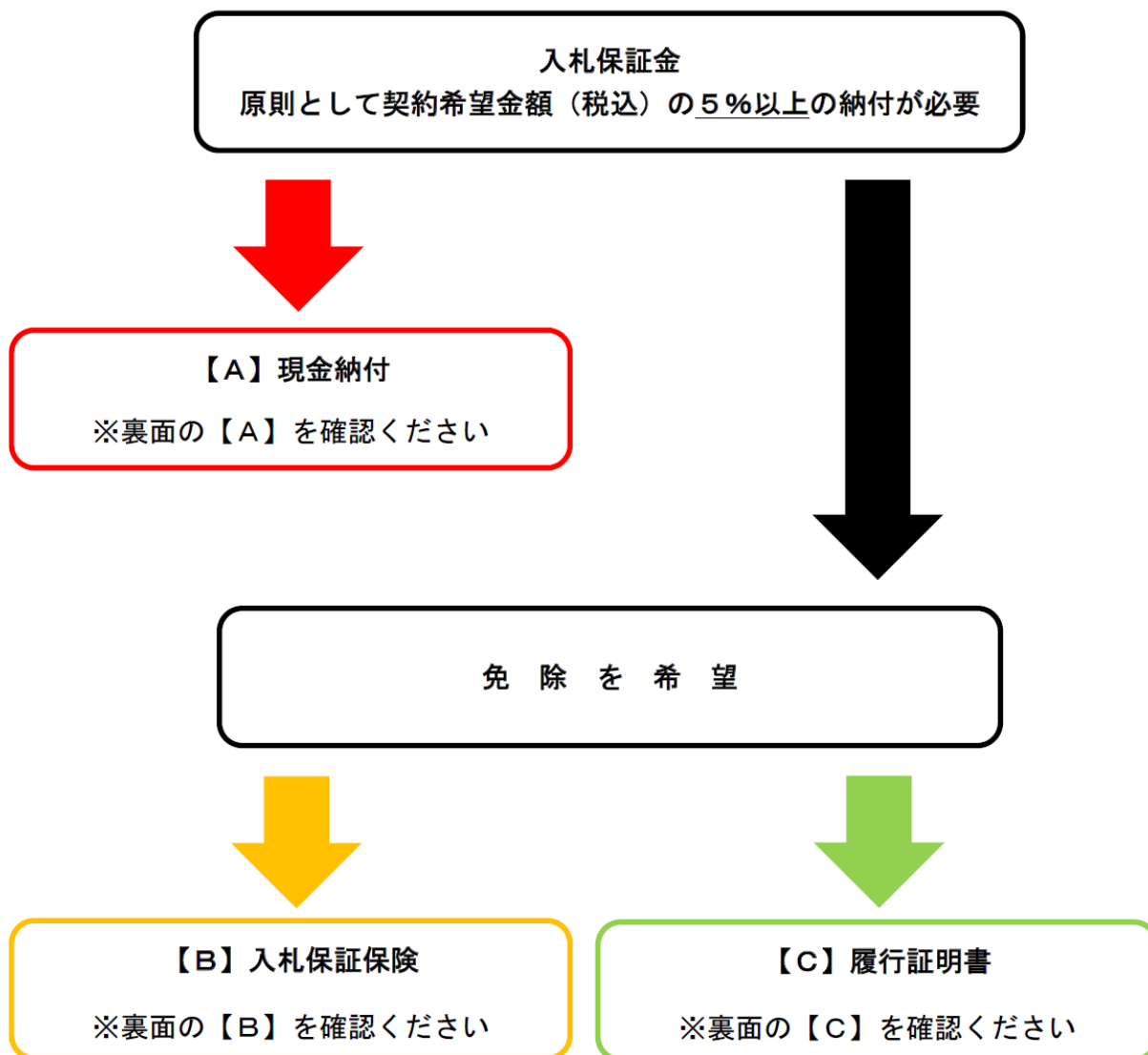
〒818-0118 福岡県太宰府市石坂4丁目7番2号

電話 092-929-3272

入札保証金について

入札参加にあたり入札保証金が必要となりますが、手続きについては下記のフローチャートに従って書類の準備をお願いします。

なお、詳細は裏面をご確認ください。



※上記以外の免除を希望される方は担当者までお問い合わせください。

入札保証金チェックリスト

【A】入札保証金を現金納付する場合

契約希望金額（税込）の5%以上の現金を納付ください。なお、現金納付にあたっては事前に保証金等納付書を提出してください。

- 保証金等納付書を提出
- 保証金等納付書の記載金額は契約希望金額（税込）の5%以上
- 入札日までに納付

【B】入札保証保険への加入により免除を希望する場合

契約希望金額（税込）の5%以上を保険金額とする入札保証保険を契約し、保険証券の原本を提出ください。

- 保険金額は契約希望金額（税込）の5%以上
- 被保険者は独立行政法人国立文化財機構 分任契約担当役 九州国立博物館副館長 ●●●●、福岡県立アジア文化交流センター所長 ●●●●●の連名
- 保険期間は入札日から契約締結予定日まで
- 入札日までに保険契約
- 入札日までに保険証券の原本を担当者へ提出

【C】履行証明書の提出により免除を希望する場合

※福岡県の入札参加資格者名簿に登録されている事業者のみが免除対象
過去2年間で福岡県、福岡県以外の地方公共団体、国、独立行政法人等と締結した同種類及び同規模の契約を2件以上履行した証明書を提出ください。

- 福岡県の入札参加資格者名簿の登録事業者
- 過去2年間に業務履行が完了している契約
(例：契約日 R3. 4. 1 の場合、完了日が R1. 4. 1～R3. 3. 31 の履行実績が対象)
- 福岡県、福岡県以外の地方公共団体、国、独立行政法人等との契約
- 同種類の契約履行実績
(建設工事：建設業法別表に掲げる区分)
(物品関係：入札参加資格決定通知書に記載された契約の種類の一部)
- 同規模の契約履行実績
(建設工事：格付区分の金額の範囲及び当該格付の直近上下の金額の範囲)
(物品関係・委託業務：今回契約希望金額（税込）の2割以上)
- 契約履行実績は2件以上
- 入札日までに発注機関が発行した履行証明書（原本）を提出

(表)

誓 約 書

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名 印

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 契約書第 11 条（以下「暴力団排除条項」という。）第 1 項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記 1 の暴力団排除条項第 1 項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

< 役務請負契約書抜粋（暴力団排除条項） >

第11条 甲及び乙は、警察本部からの通知に基づき、丙（丙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により丙に損害があっても、甲及び乙はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、丙は、請負金額の100分の10に相当する額を違約金として甲及び乙の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲及び乙は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、甲及び乙は丙に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、丙に対する甲及び乙の損害賠償の請求を妨げない。